

内分泌攪乱化学物質の調査研究に関する国外の取り組み

日本エヌ・ユー・エス株式会社 作成

I. 調査研究を実施している主な国際機関

1. 経済協力開発機構(OECD)

(1) 内分泌攪乱物質の試験とアセスメントのための専門者会議(EDTA=Task Force on Endocrine Disruptors Testing and Assessment)

○設立の経緯

経済協力開発機構(OECD)では、平成8年(1996)に内分泌攪乱化学物質の試験及び評価法に関する特別作業に着手し、OECD加盟国及び商工・産業諮問委員会(BIAC)の要請により、平成10年(1998)3月に内分泌攪乱化学物質の試験とアセスメントのための専門家会議(EDTA)を設置した。

○設立の目的

試験の重複を避け、結果的に実験動物を含めた省資源化を図った、規制の目的で使用される、国際的に認知された試験指針と試験評価戦略を総合的に提供することを目的としている。

○組織

OECD本部(パリ)に事務局がおかかれている。

2. 世界保健機関(WHO)

(1) 国際化学物質安全性計画(IPCS=International Program on Chemical Safety)

○設立の経緯

昭和47年(1972)、ストックホルムでの国連人間環境会議において、ヒト暴露が増加の一途をたどっている化学物質の有害影響に対し、早期に注意を促し防止するための計画を、WHO主導で開始するよう勧告された。

昭和55年(1980)、協力体制にかかる覚書が調印され設立に至る。

○設立の目的

化学物質の安全な使用のために科学的な健康・環境リスク評価の基礎を確立すること及び各国の化学的安全性を確保する能力を強化していくことを目的としている。

○組織

WHOが運営全般を担当する。USA NIEHS内に各国共同の研究部門をもつ。協力機関としてはOECD、EC、IUPACなど。活動内容に応じて種々機関が連携する。

3. 米国 環境保護庁(US EPA)

(1) 内分泌攪乱化学物質スクリーニング及び試験法諮問委員会(EDSTAC=Endocrine Disruptor Screening and Testing Advisory Committee)

○設立の経緯

平成8年(1996)、米国議会にて食品品質保護法(FQPA=Food Quality Protection Act)及び改正飲料水安全法(SDWA=Safe Drinking Water Act)が成立した。

これらの法律は、内分泌攪乱作用の可能性について、化学物質及び飲料水のスクリー

ニングと試験を求める規定を含んでいる。

このような規定に対応して、EPAで開発する内分泌攪乱化学物質スクリーニング及び試験法プログラム(EDSTP= Endocrine Disruptor Screening and Testing Program)に勧告を行う委員会の設置を、Lynn Goldman(EPA次官、農薬局長)、Theo Colborn(世界自然保護基金WWF、「Our Stolen Future」著者)及び化学工業協会がEPAに対して共同提案した。

これをうけて、平成8年(1996)、EPA内の諮問委員会としてEDSTACが設置された。

○設立の目的

上記二つの法律によって、米国議会がスクリーニングプログラムの開発(平成10年(1998)8月を期限とする)、実施開始(平成11年(1999)8月を期限とする)、進捗状況の報告(平成12年(2000)8月を期限とする)をEPAに対し求めていることを受け、EPAのEDSPに対する勧告を行うことを目的とする。

○組織

委員長 Lynn Goldman(EPA次官、汚染防止・農薬・有害物質局)、EPA(3名)、その他の連邦機関(8名)、州政府機関(3名)、産業界(8名)、給水事業(1名)、労働者保護・労働組織(1名)、環境司法/公衆衛生グループ(5名)、研究科学者(4名)、EPA事務局(2名)の委員から構成。事務局は、EPAの汚染防止・農薬・有害物質局。

理論作業部会、優先度設定作業部会、スクリーニングテスト作業部会、コミュニケーション及び体外活動作業部会の4作業部会にて組織。

(2) 動物実験代替法に関する多省庁の共同組織 (ICCVAM=Interagency Coordinating Committee on the Validation of Alternative Methods)

○設立の経緯

平成9年(1997)、米国国立環境健康科学研究所(NIEHS=National Institute of Environmental Health Sciences)に設立された。

NIEHSは、米国厚生省(DHHS)を構成する機関の一つである米国健康研究所(NIH)の下部機関であり、多分野にわたる生物医学的研究及び広報活動などを行っている。

EPAは、平成12年(2000)に、ICCVAMに対し、様々な代替的な試験管内試験方法(*in vitro*試験)の妥当性評価の現状を再検討するようにとの指示を行った。

ICCVAMは、ICCVAMに対し運営上の補助を行い、委員会関連活動を実施する機関である代替法評価に関する毒性学プログラム省庁間センター(NICEATM=National Toxicology Program Interagency Center for Evaluation of Alternative Toxicological Methods)と協同して作業を行うこととした。

○設立の目的

設立の背景には欧州での動物愛護運動の高まりがある。

米国議会が、新試験方法の開発・評価を実施し、毒性試験方法の評価・法的採用のための基準・手順を策定することをNIEHSに求めていることを受け、毒性試験方法の開発、評価、採用、国内外協調に関する課題について、省庁間の調整を行うことを目的とする。

○組織

以下の15連邦局の47名の代表から構成される。

Agency for Toxic Substances and Disease Registry(ASTDR)

U.S. Consumer Product Safety Commission(U.S. CPSC)

Department of Agriculture(USDA)

Department of Defense(DOD)

Department of Energy(DOE)
Department of the Interior(DOI)
Department of Transportation(DOT)
Environmental Protection Agency(U. S. EPA)
Food and Drug Administration(FDA)
National Cancer Institute(NCI)
National Institutes of Health(NIH)
National Institute of Environmental Health Sciences(NIEHS)
National Institute of Occupational Safety and Health(NIOSH)
National Library of Medicine(NLM)
Occupational Safety and Health Administration(OSHA)
事務局は NIEHS に置く。

(3) 代替法評価に関する毒性学プログラム省庁間センター(NICEATM=National Toxicology Program Interagency Center for Evaluation of Alternative Toxicological Methods)

○設立の経緯

ICCVAM に対し運営上の補助を行い、委員会関連活動を実施する機関として平成 10 年(1998)に国立毒性学プログラム(NTP=National Toxicology Program)に設立された。

○設立の目的

ICCVAM に対する運営上の補助。委員会・学会関連活動の実施。利害関係者の情報共有化の促進を目的とする。

○組織

NIEHS 内 NTP に事務局を置く。

(4) 内分泌攪乱化学物質の試験法の検証に関する小委員会(EDMVS=Endocrine Disruptor Methods Validation Subcommittee)

○設立の経緯

EPA は、EDSTAC より提案された試験法の開発が予定通り進展していないことから、平成 13 年(2001)4 月 21 日に、環境に関する政策・技術のための国立諮問委員会(NACEPT=National Advisory Council for Environmental Policy and Technology)の下に、内分泌攪乱化学物質の試験法の検証に関する小委員会(EDMVS=Endocrine Disruptor Methods Validation Subcommittee)を設置し、EPA が進めている試験法の開発に関する技術的助言を受けている。

○設定の目的

EDSTP の Tier 1 スクリーニング及び Tier 2 試験の評価に要する研究遂行上の科学的課題について、EPA に対して助言し、EPA との協議を行うことを目的とする。

○組織

構成委員 26 名(EDSTAC 構成委員と数名が重複)。

事務局は EPA の汚染防止・農薬・有害物質局及び科学調整・政策局。

4. 欧州連合(EU)

○欧州委員会(EC) は、平成 10 年(1998)8 月に、内分泌攪乱化学物質の問題に対応すべく、委員会招集を決議した。決議の主な内容は、法的枠組みの改良、調査研究の促進及び各

国民に対する情報提供の改善であった。

5. 國際學術連合評議会環境問題化委員会/國際純正応用化学連合(SCOPE/IUPAC)

(1) 國際學術連合評議会環境問題化委員会(SCOPE=Scientific Committee on Problems of the Environment)

○設立の経緯

昭和 44 年(1969)、國際學術連合評議会(ICUS)の専門委員会として設立された。

○設立の目的

グローバルな環境問題について、特に人間への影響の見地から、UNESCO、UNEP、WHO 等の国際機関と密接な連携をはかりながら、自然科学、社会科学、人文科学にまたがる学術的研究を促進することを目的とする。

また、科学的成果を政府、地方政府の政策決定に反映させることに促進することを目的とする。

地球温暖化、熱帯雨林、生物多様性、核実験の健康影響、カドミウム、鉛、水銀の毒性問題などについて、50 以上の出版物を公表。最近の科学的プロジェクトにおいては、持続可能な発展に向けて、社会・天然資源の利用、生態系と生物多様性、健康と環境の 3 分野に注力している。

○組織

加盟国 40(日本を含む)、加盟国際科学団体 22。

パリに本部を置く。

日本では日本学術会議内の日本 SCOPE 委員会が対応。

(2) 國際純正応用化学連合(IUPAC=International Union of Pure and Applied Chemistry)

○設立の経緯

大正 8 年(1919)、化学界における最高国際組織として設立。

○設立の目的

加盟国の化学者の協力を促し、他の関連組織と共同して国際的に重要な化学上の諸問題を掌理し、化学の進歩に寄与することを目的とする。

元素名、原子量、各種物理化学定数の決定・勧告、国際会議の発議・開催、関連諸問題の科学的評価などはその活動の一端である。

現在、物理化学、無機化学、有機生物分子化学、高分子化学、分析化学、化学と環境、化学と人間の健康の 7 部門と財務、ケムロン(世界的要求に応ずる化学研究)、化学教育、化学と産業等の委員会に分れて活動。

社会的な各分野からの要請に応え、活動範囲を拡げることに注力している。「塩素白書(平成 8 年(1996)、邦訳化学工業日報社刊)」、「エンドクリン白書(平成 10 年(1998)、同)」、「グリーンケミストリー特別号(平成 12 年(2000)、邦訳化学同人刊)」を発表。

○組織

加盟国 44(日本を含む)、準加盟国 16。世界の約百万人の化学者が参加。

○事務局

日本では日本学術会議化学研究連絡委員会が対応。